

---

## 4. 辻堂駅西口周辺地区まちづくり基本計画

### (1) まちづくり基本計画の対象地区の設定

#### 区域設定の考え方

大規模な都市機能の更新が行われるカントク跡地及び辻堂駅は、藤沢市域にあるが、これらの整備を機に、茅ヶ崎市側も含めた一体的な市街地の整備が望まれるため、カントク跡地及び辻堂駅に隣接して区域を設定する。

また、拠点となる地区の整備とともに、広域的な視点も踏まえた都市計画道路網の形成も必要であるため、本計画の対象範囲として、辻堂駅周辺に影響する都市計画道路を含む地区を設定する。

#### 計画対象範囲

本計画の対象範囲は、茅ヶ崎市において整備を積極的に行う必要があると考えられる、駅関連施設などを含む範囲として、新国道線、小和田中赤線及び茅ヶ崎辻堂線に囲まれる地区(約163ha)を設定し、「辻堂駅西口周辺地区」と定め、検討を進める。

また、藤沢市の行政区域である辻堂駅及び駅隣接地区については、広域連携により整備を推進する地区とし、茅ヶ崎市及び藤沢市が協調し整備推進を図る。

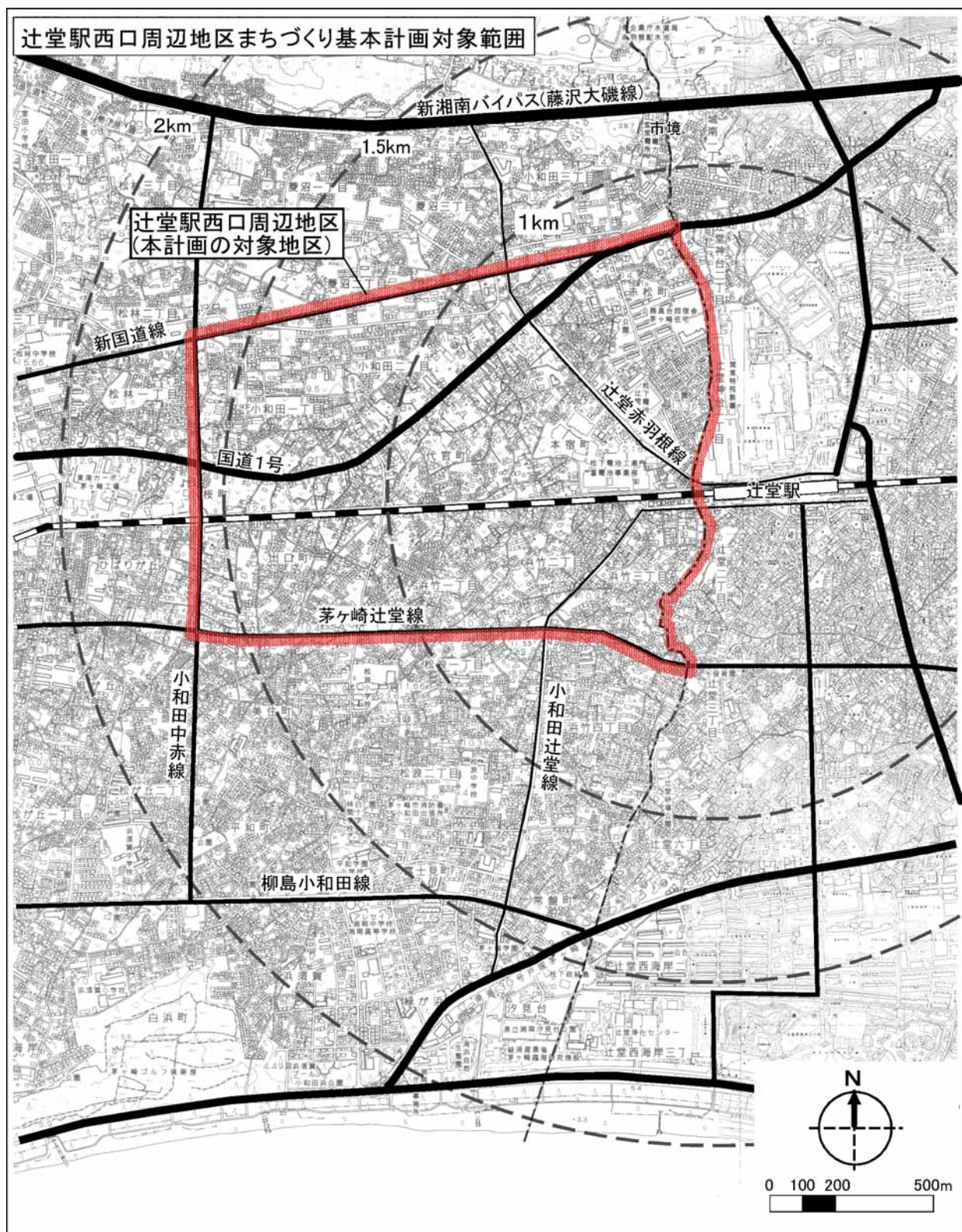


図 4.1 辻堂駅西口周辺地区まちづくり基本計画対象範囲